

権利関係② 債権譲渡

○ × 式確認問題 【問題】

* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 講義制限(債権譲渡禁止)の意思表示がされた売買代金債権の譲受人が、その意思表示がされたことを善意無過失で知らなかつた場合は、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもつて譲受人に対抗することはできる。
- 2 Aは、Bに対して貸付金債権を有しており、Aはこの貸付金債権をCに対して譲渡した。Bが債権譲渡を承諾しない場合、CがBに対して債権譲渡を通知すれば、CはBに対して自分が債権者であることを主張することはできる。
- 3 Aは、Bに対して貸付金債権を有しており、Aはこの貸付金債権をCに譲渡した。Aが貸付金債権をDに対しても譲渡し、Cへは確定日付のない証書、Dへは確定日付のある証書によってBに通知した場合で、いずれの通知もBによる弁済前に到達したとき、Bへの通知の到達の先後にかかわらず、CがDに優先して権利行使することができる。
- 4 指名債権が二重に譲渡され、確定日付のある各債権譲渡通知が同時に債務者に到達したときは、各債権譲受人は、債務者に対して、債権金額基準で按分した金額の弁済請求しかできない。
- 5 AがBに対して1,000万円の代金債権を有しており、Aがこの代金債権をCに譲渡した。Aがこの代金債権をDに対しても譲渡し、Cに対する債権譲渡もDに対する債権譲渡も確定日付のある証書でBに通知した場合、CとDの優劣は、確定日付の先後で決まり、確定日付のある通知がBに到達した日時の先後ではない。